

平成二十七年国家公安委員会規則第十八号

不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第三十五条第三項の規定に基づき、不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則を次のように定める。
（没収保全等を請求することができる司法警察員）

第一条 警察庁の警察官のうち、不正競争防止法第三十五条第三項の国家公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。

- 一 警察庁長官又は警察庁次長の職にある者
- 二 生活安全局、刑事局、交通局、警備局又はサイバー警察局の警部以上の階級にある警察官
- 三 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 四 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 五 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 六 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 七 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 八 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 九 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 十 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 十一 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 十二 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 十三 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 十四 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 十五 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 十六 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 十七 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 十八 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 十九 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 二十 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 二十一 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 二十二 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 二十三 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 二十四 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 二十五 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 二十六 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 二十七 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 二十八 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 二十九 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 三十 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 三十一 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 三十二 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 三十三 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 三十四 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 三十五 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 三十六 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 三十七 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 三十八 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 三十九 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 四十 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 四十一 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 四十二 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 四十三 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 四十四 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 四十五 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 四十六 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 四十七 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 四十八 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 四十九 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 五十 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 五十一 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 五十二 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 五十三 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 五十四 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 五十五 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 五十六 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 五十七 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 五十八 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 五十九 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 六十 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 六十一 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 六十二 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 六十三 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 六十四 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 六十五 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 六十六 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 六十七 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 六十八 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 六十九 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 七十 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 七十一 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 七十二 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 七十三 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 七十四 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 七十五 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 七十六 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 七十七 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 七十八 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 七十九 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 八十 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 八十一 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 八十二 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 八十三 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 八十四 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 八十五 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 八十六 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 八十七 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 八十八 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 八十九 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 九十 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 九十一 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 九十二 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 九十三 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 九十四 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 九十五 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 九十六 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 九十七 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 九十八 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 九十九 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者
- 百 管区警察局長又は四国警察支局長の職にある者

（証票）

第二条 前条各号に掲げる者は、不正競争防止法第三十五条第一項又は第二項に規定する処分の請求をするに当たり、裁判官の要求があつたときは、国家公安委員会が交付する別記様式の証票を提示しなければならない。

附則

この規則は、不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十四号）の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

附則（平成二十八年三月三十一日国家公安委員会規則第八号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成三十一年四月一日国家公安委員会規則第五号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和四年三月三十一日国家公安委員会規則第一三三号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和六年三月二十九日国家公安委員会規則第七号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

別記様式

No. _____
証 票
所 属 官職・氏名
上記の者は、不正競争防止法第35条第3項の規定による指定を受けた司法警察員であることを証明する。
年 月 日
国家公安委員会 印